

## (3) 高齢者

### 1 現状

令和元年（2019年）6月1日現在の横須賀市の住民基本台帳登録人口は、約40万5,000人です。そのうち65歳以上の高齢者は約12万6,000人で、全体の約31%を占めています。

また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加傾向を示しており、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。

### 2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」に基づいて、「高齢者の尊厳を守り、地域とのきずなを保ちつつ、その人らしい生活を支援」し、「高齢者が、長寿であることを喜べるまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、健康でやさしい心のふれあいまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

### 3 課題

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やその他何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

#### (1) 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進

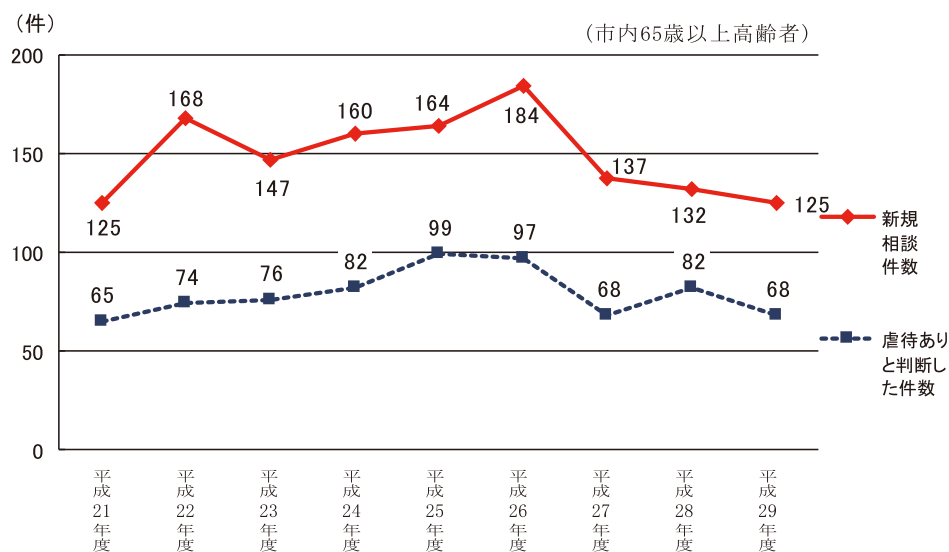
高齢者が、地域社会の中で、健康で社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められています。また、第一線を退く定年前後から、できるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりを進めるとともに、高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるようにします。一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かに生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動を充実させる必要があります。

#### (2) 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み

高齢者虐待に関する相談窓口として高齢者虐待防止センターを設け、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応をすべく、地域や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。

高齢者や家族、介護に従事する人及び市民に、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。

養護者による虐待に関する新規相談件数と虐待ありと判断した件数の年次推移



出典：横須賀市福祉部 平成21年度～29年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

※新規相談件数は、平成27年度より減少しましたが、虐待ありと判断した件数は、相談の約半数前後で、大きな変化はありません。

### (3) 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進

65歳以上のすべての高齢者を対象として、生涯現役で活躍できる地域社会の構築や健康寿命の延伸を目指し、講演会や入門的な介護予防教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。

要介護認定を受けている高齢者に対しては、その介護度に応じたサービスを提供することで、要介護状態の重度化を防止し、生活機能の維持向上を図ります。

### (4) 住み慣れた地域での生活の支援

住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの構築を目指し、高齢者の生活全般を支援するための行政が行う福祉サービスの充実はもとより、高齢者自身の自立への取り組みを充実させます。

### (5) 高齢者の権利擁護の推進

日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限に尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度や、よこすかあんしんセンターを活用するなど、権利擁護を進めます。

### (6) 介護保険制度の広報・啓発や研修などの充実

充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。

適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよ

う、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。

### **（７）利用しやすい施設・設備づくりの推進**

公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン\*の考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。

### **（８）福祉教育の充実**

福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子どもときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題として捉え、共に支え合う社会の構築を図ります。

### **（９）介護人材を確保し、定着を促進【新】**

介護従事者のさらなる処遇改善を図ることを国に働き掛け、社会的評価を高めることにより、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、中高年齢層などの潜在的な働き手の活用や、若い世代へ介護の仕事の魅力を伝えることなどにより、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。

### **（１０）認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進【新】**

市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に適切に対応できるようにするとともに、認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができる継続的な支援体制の確立に努めます。

#### **用語解説**

##### **※ ユニバーサルデザイン**

施設などの設計を、文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの違いや、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるものとする。

#### **コラム**

##### **にこっとチーム**

横須賀市では、認知症の人や認知症の疑いがある人に対し、認知症についての助言、受診、介護サービスの利用などの勧奨など必要な支援をし、安定した生活を送る見通しがつくまで、集中的に支援をする横須賀市認知症初期集中支援チーム（にこっとチーム）を設置し、自立生活の継続をサポートしています。

## (4) 障害者

### 1 現状

平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成25年（2013年）に「障害者総合支援法」の施行、平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約」の批准、また平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」の施行による合理的配慮<sup>※1</sup>の不提供の禁止など、障害者福祉をとりまく環境は変わりつつあります。

### 2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年（1997年）に「よこすか障害者福祉計画ハートフルプラン21」、平成15年（2003年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成21年（2009年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成27年（2015年）に「横須賀障害者福祉計画」（6か年計画）を策定しました。さらに、国の基本方針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に基づき、平成30年（2018年）に「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。

横須賀市においても、障害者が生涯を通じ一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的・計画的に施策を推進していくことが求められています。

横須賀市は、平成24年度（2012年度）から「インクルージョン」<sup>※2</sup>の考え方に重点を置き、「リハビリテーション」<sup>※3</sup>、「エンパワメント」<sup>※4</sup>の三つの考え方を「横須賀障害者福祉計画」の理念として掲げています。

### 3 課題

これらの理念を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁（バリア）ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまな社会的障壁<sup>※5</sup>が存在しており、これらを取り除いていく必要があります。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、これらの考え方にに基づき、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで、自己実現をより可能とする社会」、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

#### **(1) 障害者の地域生活の支援**

障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、グループホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。

#### **(2) 保健・医療サービスの充実**

医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。

#### **(3) 相談支援・情報提供の充実**

障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。

#### **(4) 障害児施策の充実**

障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、多様な障害に対応した支援体制の整備などの就学支援の充実や校舎のバリアフリー化<sup>\*6</sup>の推進など、教育体制の充実を図ります。

#### **(5) 働く場・活動の場の充実**

障害者の就労支援を充実させるとともに、地域も含めた活動の場の充実を図ります。

#### **(6) バリアフリーのまちづくりの推進**

まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。

#### **(7) 権利擁護システムの構築推進**

障害者が虐待や差別、偏見を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害に対する知識理解、障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。

#### **(8) 障害者福祉の推進基盤の整備**

難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。

## 横須賀市の障害者数の推移

### 身体障害者数の推移

各年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
平成25年	人数 (構成比)	975人 (7.0%)	1,203人 (8.7%)	135人 (1.0%)	7,276人 (52.5%)	4,268人 (30.8%)	13,857人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	943人 (6.8%)	1,189人 (8.5%)	150人 (1.1%)	7,337人 (52.5%)	4,350人 (31.1%)	13,969人 (100.0%)
平成27年	人数 (構成比)	917人 (6.6%)	1,237人 (8.9%)	151人 (1.1%)	7,217人 (51.8%)	4,421人 (31.7%)	13,943人 (100.0%)
平成28年	人数 (構成比)	914人 (6.6%)	1,239人 (9.0%)	145人 (1.1%)	6,979人 (50.6%)	4,510人 (32.7%)	13,787人 (100.0%)
平成29年	人数 (構成比)	909人 (6.7%)	1,247人 (9.1%)	147人 (1.1%)	6,775人 (49.6%)	4,572人 (33.5%)	13,650人 (100.0%)

### 知的障害者数の推移

各年4月1日現在

		最重度 (IQ20以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51以上)	計
平成25年	人数 (構成比)	630人 (21.8%)	691人 (24.0%)	789人 (27.3%)	775人 (26.9%)	2,885人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	642人 (21.4%)	712人 (23.7%)	816人 (27.2%)	830人 (27.7%)	3,000人 (100.0%)
平成27年	人数 (構成比)	641人 (21.1%)	689人 (22.7%)	811人 (26.7%)	899人 (29.6%)	3,040人 (100.0%)
平成28年	人数 (構成比)	654人 (20.7%)	695人 (22.0%)	829人 (26.2%)	982人 (31.1%)	3,160人 (100.0%)
平成29年	人数 (構成比)	637人 (20.1%)	682人 (21.5%)	819人 (25.9%)	1,028人 (32.5%)	3,166人 (100.0%)

### 精神障害者手帳の所持者数の推移

各年4月1日現在

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	384人	359人	382人	393人	399人
2 級	1,747人	1,872人	1,921人	2,002人	2,128人
3 級	676人	743人	819人	865人	944人
計	2,807人	2,974人	3,122人	3,260人	3,471人

出典：第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）より

※身体障害者数は減少していますが、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

## 用語解説

### ※1 合理的配慮

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害者から社会的障壁を除いて欲しい旨の意思表示があった際は、過度の負担を伴わない場合、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

### ※2 インクルージョン

誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、すべての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

### ※3 リハビリテーション

障害をもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助。

### ※4 エンパワメント

自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方。

### ※5 社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

### ※6 バリアフリー

障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

## コラム

### ノーマライゼーションとインクルージョン

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方である。

インクルージョンとは、社会的包摂という意味を持ち、誰もが差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方である。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともにさまざまなものが生まれてきたが、インクルージョンはノーマライゼーションの考え方を継承しながら、障害施策の基本として、対象者をより幅広く持った考え方となっている。

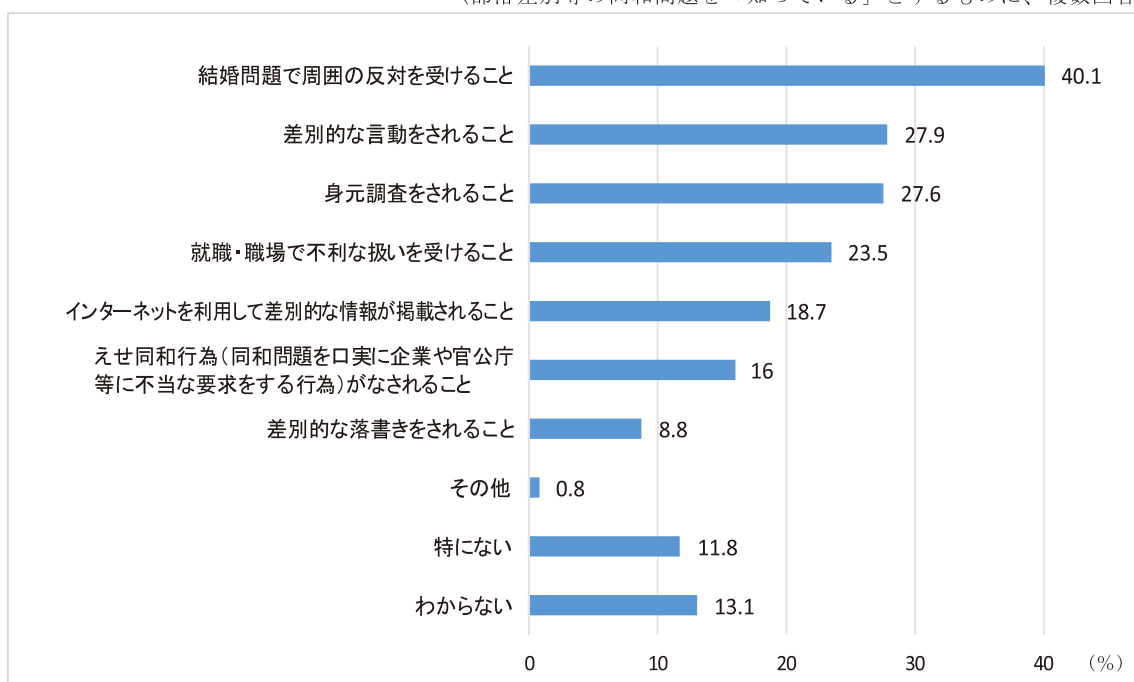
## (5) 同和問題

### 1 現状

同和問題—部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。

#### 部落差別等の同和問題に関する人権問題

(部落差別等の同和問題を「知っている」とするものに、複数回答)



※複数回答のため、合計が100%となりません。 出典：内閣府平成29年度人権擁護に関する世論調査より作成

※いまだに、結婚問題や差別的な言動をされるなどの事案が発生しています。

### 2 これまでの施策

昭和44年(1969年)、政府は「同和对策事業特別措置法」を制定し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。

上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年(2002年)をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。

また、平成28年(2016年)には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)が成立し、国及び地方公共団体の責務は相談体制の充実や教育及び啓発を図るよう努めることが定められました。



### 3 課題

全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

#### （1）教育・啓発活動の推進

同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、人権団体や当事者団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。

#### （2）人権教育の推進

学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心をはぐくむ教育を進めます。

#### （3）えせ同和行為の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。

#### （4）相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、人権団体や当事者団体が行う相談事業を支援するとともに、横須賀市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

#### （5）権利擁護の推進

就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。横須賀市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。

#### （6）当事者団体との連携及び地域住民の交流の促進【新】

生活相談などを相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。

また、地域の住民同士の理解や交流を深めるための取り組みの促進に努めます。

### 部落差別解消法

「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に国会で成立した。

現在もなお、部落差別が存在していることを踏まえた上で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するための基本理念を定めたものである。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査の実施について明記されている。法律成立の背景には、インターネット上に地名リストなどが掲示されたことなどがあると考えられる。

## (6) 外国人

### 1 現状

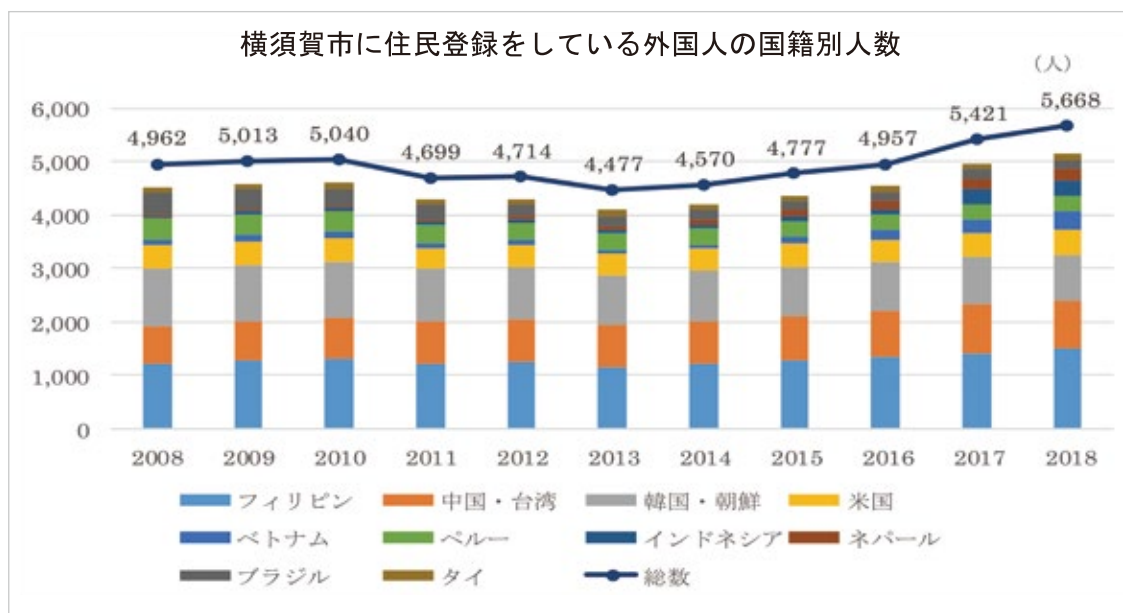
横須賀市に住民登録をしている外国人の数は、平成30年（2018年）4月1日現在、5,668人で、総人口に占める割合は約1.4%です。

過去10年間の推移を見ると、平成22年（2010年）から平成25年（2013年）にかけて減少しましたが、その後は、日本経済の回復基調に伴い増加を続けています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国に続いて、かつては、平成2年（1990年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが多くを占めていましたが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールが急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが考えられます。

平成31年（2019年）4月1日に施行された改正入管法では、介護や建設など14業種での就労が認められる「特定技能1号」「特定技能2号」の2つの在留資格が設けられ、就労目的の外国人の増加が見込まれます。

また、インバウンド（外国人の訪日旅行）への取り組みによる外国人観光客も増加しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本や日本文化への関心が高まる中、横須賀市を訪れる外国人はますます増えると考えられます。



※本市の外国人の人数は、年々増加傾向にあります。

## 2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年（1997年）に策定した基本構想において、都市像を「国際海の手文化都市」と定め、横須賀市在住の外国人や横須賀市を訪れる外国人が交流を楽しみ、生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、さまざまな交流事業や生活支援事業を実施してきました。

## 3 課題

このような状況の中で、横須賀市の施策全般について、多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。

また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。

## 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、NPO団体などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。

### （1）外国人の生活の支援

外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。

### （2）相互理解を深める交流事業の実施

外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、子ども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。

### （3）多言語による情報発信

日常生活に必要な情報の多言語化や横須賀市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。

### （4）災害時における外国人の支援

災害時には、横須賀市ホームページや、防災行政無線、防災情報メールによる外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。

## **(5) 外国人の子どもたちの就学支援**

日本語ができないために学校生活に支障をきたしている外国人児童生徒に対し、国際教育コーディネーターの配置や、日本語指導員・学校生活適応支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

## **(6) 外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供**

救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が医療機関を受診しやすくなるように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、横須賀市の行う保健サービスをより受けやすくしたりするよう、情報提供に努めます。

### **コラム**

#### **ヘイトスピーチとヘイトスピーチ解消法**

近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的、扇動的な言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっている。一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のない成熟した社会を実現する上であってはならないことである。

このような状況の中、平成28年（2016年）にヘイトスピーチ解消法が成立し、不当な差別的言動のない社会の実現を目指した取り組みを推進していくことが定められた。

## (7) 患者等

### 1 現状

市民の健康を保持・増進させ、良質な医療を提供することは、憲法第13条の「生命」権の保障、同第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化することでもあります。

また、世界的に見ると、社会的な価値観の激変の中で、プライバシーの保護など個人の権利意識の高まりや、医療情報の増加、高齢者の増加などによる疾病構造の変化、技術の進歩による医療内容の変化などが、患者と医師の関係に変化をもたらしています。

### 2 これまでの施策

横須賀市では、患者の権利を擁護するため、うわまち病院、市民病院、救急医療センター、保健所など、市民の健康保持・増進のための医療・保健機関を設置しています。

### 3 課題

医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。

治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が重要ではありますが、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における根本原則と言えます。

また、エイズ<sup>\*1</sup>やハンセン病<sup>\*2</sup>などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から患者やその家族に対して生じる差別などの人権問題が生じています。

### 4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、医療に関するさまざまな変化を見据えながら、患者の自己決定権やプライバシーなどの人権を擁護し、病気や医療に関する正しい知識の普及や良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためのさまざまな取り組みを進めていきます。

#### (1) 医療体制の維持・改善

生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、研修などを通じ、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図るとともに医療スタッフの不足に対処するため、人材の確保・育成や、相談窓口・ハード面の充実を図ります。また、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図ります。また、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を進めます。

## **(2) 地域における医療連携の促進**

市立病院をはじめ市内の病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの体制を堅持します。

## **(3) 患者の自己選択に基づく医療の確保**

患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセント<sup>※3</sup>やセカンドオピニオン<sup>※4</sup>の活用についての普及を図り、人生の最終段階まで患者の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニング<sup>※5</sup>についても普及・啓発を進めます。

## **(4) 病気に関する正しい知識の普及を推進**

エイズやH I V<sup>※1</sup>に関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、療養支援の充実を図ります。

## **(5) 相談体制の充実**

良質かつ適切な医療を提供するために、市立病院をはじめ市内病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯（しんし）に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応できるように相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実に向けた普及啓発を図ります。

## **(6) 市民の健康の増進**

「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、市民が安心して検診サービスが受けられるよう、予防医学の観点から、医療水準の維持向上に努めるとともに、健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。

## **(7) 個人情報の適切な管理**

市立病院や保健所などの運営に当たっては、「横須賀市個人情報保護条例」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。

## 用語解説

### ※1 エイズ・HIV

HIV感染症とは、免疫機能障害を起こす疾患で、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。HIVの感染力は非常に弱く、正しい知識に基づく通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。

### ※2 ハンセン病

ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として患者の強制隔離も行われたりした。現在は、適切な治療により完治することができる。

### ※3 インフォームド・コンセント

医師が治療を行う上で十分な説明を行い、患者やその家族が納得し、自らが判断して、治療内容に同意すること。

### ※4 セカンドオピニオン

患者が治療上の重要な意思決定をする際に、それまでの診療結果、検査報告などの情報の提出を求め、それに基づいて他の医療機関の医師の意見を聞くこと。

### ※5 アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

今後の医療や療養場所の希望について、患者や家族とあらかじめ話し合っ患者の思いを引き出し、その話し合いの経緯をそのまま関係者で共有するプロセスのこと。

厚生労働省は、ACPの愛称を「人生会議」と名付けた。11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日とした。

## コラム

### 患者と医療

医療はその専門性の高さから、医師と患者の情報格差が生じやすく、その結果、治療の際に患者の自己決定が難しくなり、医師側の決定に傾きがちと考えられる。

医師の専門性は重要ですが、治療に際して自己の身体・生命に関する決定権の主体は患者であるということが根本原則です。インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンは患者の自己決定権を支えるものである。

また、自己決定の権利など、多くの医療機関が患者の権利について、「章典」や「憲章」として表明している。

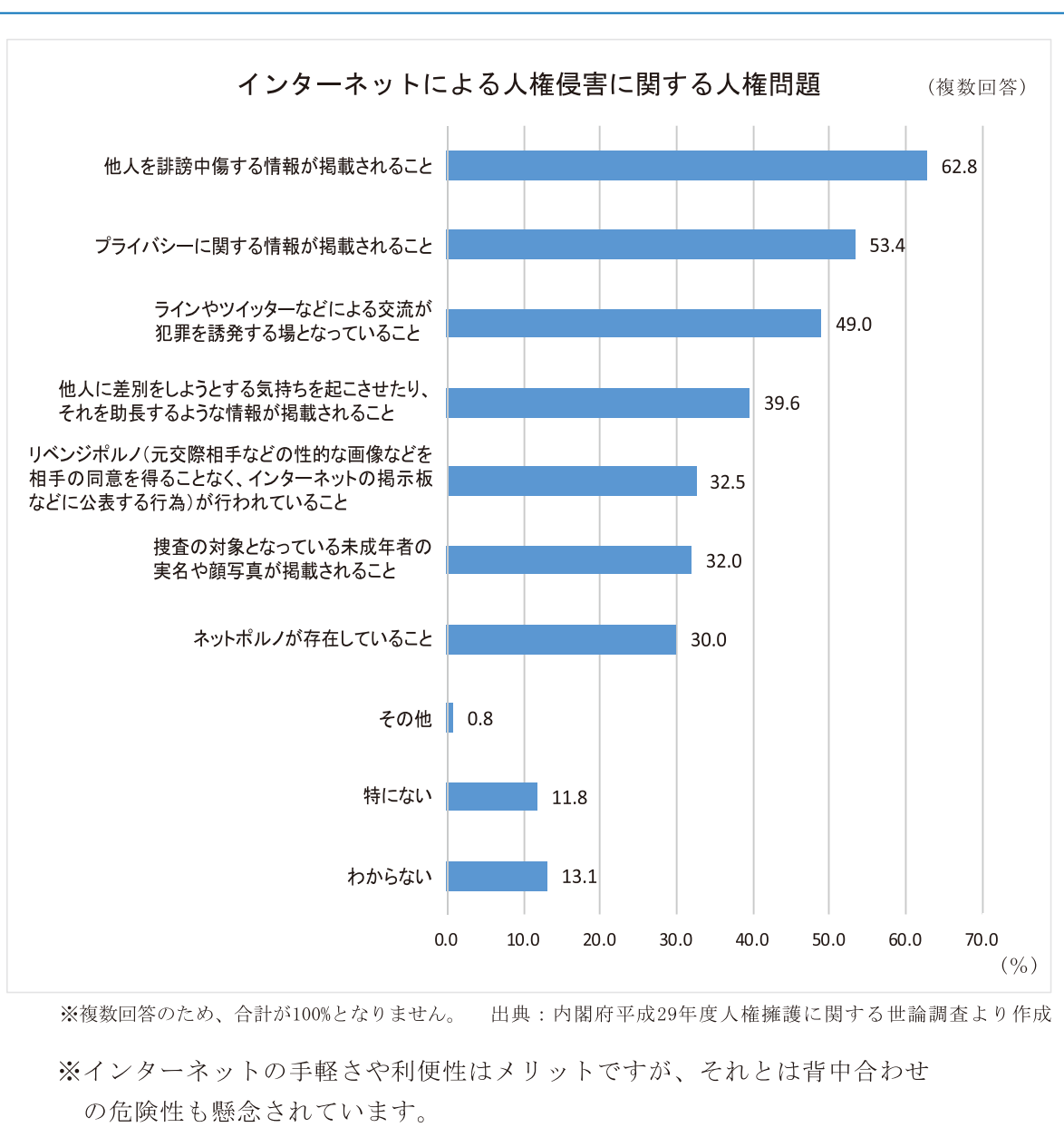


## (8) インターネットによる人権侵害【新】

### 1 現状

インターネットの普及に伴い、特定の個人を対象とした誹謗・中傷、差別的な表現の書き込みや、保護者や教員の知らない子ども同士のいじめが起こっていたり、未成年者がインターネットを通じた犯罪等の被害に巻き込まれたりするなど、さまざまな問題が発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。近年ではSNS<sup>※</sup>の利用が急増しており、これらの問題はより複雑化しています。



## 2 これまでの施策

平成17年（2005年）からインターネットを使用する際のルールやマナーについて市民向けに啓発講座を開催しています。また、教育委員会では、平成20年（2008年）から「インターネット等有害情報対策会議」を開催し、家庭、学校、地域や関係機関、行政などと情報を共有しながら子どもたちを被害から守るための取り組みについて検討しています。そして、平成27年（2015年）4月には、「よこすかケータイ・スマホスタンダード」というリーフレットを作成、毎年配布し、小中学生の携帯電話・スマートフォンの家庭における約束やルールづくりを進めています。

## 3 課題

インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。

インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

## 4 施策の方向性（主な取り組み）

インターネットによる人権侵害が起こらないよう、インターネットを適正に利用するためのモラルやリスクの理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

### （1）教育・啓発活動の推進

市民向けの講座を開催し、インターネットに関するモラルやリスクについて啓発します。また、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発をします。

### （2）相談・支援の充実

SNSにおける誹謗・中傷等、インターネットの普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について周知します。

### 用語解説

#### ※ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。代表的なものには、フェイスブック (Facebook)、ツイッター (twitter)、ライン (LINE)、インスタグラム (Instagram) などがある。

### インターネット上で人権を侵害されたときは

インターネットは急速に普及し、身近で便利なものである反面、危険性とも隣り合わせであり、深刻な人権侵害を引き起こすことがあります。被害に遭われた方は、プロバイダ、サーバの管理・運営者など（以下、「プロバイダなど」という。）に対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができる。

### ＜自らプロバイダなどに人権侵害情報の削除を依頼する場合＞

プロバイダなどに対し、「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を送付することにより、人権侵害情報の削除を依頼することができる。

### ＜自ら削除を求めることが困難な場合は、法務局が削除を要請＞

被害に遭われた方が自ら削除を求めることが困難な場合は、最寄りの法務局にご相談ください。

名誉棄損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合で、相談者自身で削除を求めることが困難なときや相談者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない際には、法務局がプロバイダなどへの削除依頼の要請を行う。